

1

(配点：40点)

次の設問を読んで、〔問い合わせ〕に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下、甲社という）は、ソフトウェア開発を主な事業とする監査役を設置する公開会社である（上場会社ではない）。甲社定款には事業目的として、①ソフトウェアの開発、販売、賃貸、保守、②経営および前号にかかるコンサルティング事業、③前各号にかかる研究および研究支援、研修、④その他前各号に附帯する一切の業務、を掲げている。

甲社の経営陣は代表取締役社長A、代表取締役専務B、取締役C、監査役Dの4名である。甲社株式は創業者であり元取締役であるZが過半数を保有しているが、その他の株式は分散して保有されている。甲社の権限規定では、3000万円までの取引は代表取締役の専決事項と定められていたが、Bはまだ職務経験が浅いことから、取締役会決議で1000万円以上の取引についてはAの承認を得ることとされていた。

2. 取締役BはZと折り合いが悪くなり、取締役としての続投が難しい状況にあると考えるようになった。ちょうどその頃、Bの妻が経営する会社が破綻寸前となり、Bは多額の連帶保証をしてきたことから多額の債務を負うこととなつた。
3. Bは、建設重機の販売を行う乙株式会社（以下、乙社という）の店舗を訪れ、甲社代表取締役専務の名刺を差し出して名乗った上で、2000万円のショベルカーを、甲社を代表して購入した。納車日は2か月後、代金支払は納車の翌月末と定められた。1か月後、乙社は指定場所にショベルカー（以下、本件車両）を納品したが、Bはこれをただちに中古車販売を業とする丙株式会社（以下、丙社という）に売却し、売却代金を現金で受領してそのまま行方をくらましてしまつた。
4. 甲社ではBが突然出社せず連絡も取れなくなったことに困惑していたところ、翌月になって乙社から2000万円の請求書が届いた。

〔問い合わせ〕乙社からの2000万円の請求について、甲社は支払う必要があるか。甲社が主張すると考えられる支払を拒絶する理由付けを示したうえで、その当否を検討せよ。なお、本件車両の価額は、甲社にとって重要な財産にあたらないと考えてよく、乙社および丙社、両者の役員は、甲社および甲社役員との間に特別な関係を有していない。

2

（配点：40点）

問 以下の問題文を読んで、〔設問〕に答えなさい。

Yは、妻Aと同居し、その生活費等はY名義のX社クレジットカード（以下、「本件カード」という）により支払い、本件カードによる支払が引き落とされるY名義の銀行口座をはじめ、YA夫妻の家計はAが管理していた。その後、夫婦関係は悪化し、AはYに無断で本件カードを用いて生活に不要な高額物品を購入するようになった。その結果、本件カード使用分のY名義銀行口座からの引き落としが滞り、書面等による督促によっても支払いがないことから、XはYを被告として、本件カードによる立替金の支払を求める訴えを提起した（以下「本件訴え」といい、この訴えにかかる訴訟を「本件訴訟」という）。本件訴えの訴状および第1回口頭弁論期日の呼出状等（以下「本件訴状等」という）は、Y宅においてAが郵便により交付を受けた。

〔設問1〕この場合において、本件訴状等をYではなく、Aに交付したことは適法か、条文を指摘したうえで、結論を述べなさい。

〔設問2〕Aは本件訴状等をYには渡さず、Yは本件訴訟の口頭弁論に欠席し、答弁書等も提出しなかった。本件訴訟においてXの請求を認容する判決が言い渡され、その判決書もY宅でAが受領してYには渡さなかった。その結果、Yは控訴せず、上記判決が確定した。その後にYが、本件訴訟および上記判決の存在を知ることとなった場合、Xに対し、どのような不服申立てをすることが考えられるか、条文や判例を踏まえて検討しなさい。

以上

3

（配点：40点）

以下の【事例】を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

【事例】

- 1 制服を着た警察官Kは、ある日の深夜にパトロールを実施していたところ、午後11時ころに、走り寄ってきたAと名乗る男性から、「今そこで、暴力団員のような風体の見知らぬ男に顔を殴られました」という訴えを受けた。KがAの顔面を観察したところ、右の頬（ほお）から鼻にかけて真新しい大きなアザができていたとともに、鼻の穴から血も流れている。
- 2 Kは、Aとともに、男に殴られた現場としてAに案内された場所（以下では、たんに「現場」という）に急行したうえで、現場の周辺を捜し回った。Aによる訴えから1時間くらいが経過したころになって、公道と一緒に歩いていたKとAは、現場から500メートルくらいの距離にある住宅地の一角において、小さなバー（酒場）の入り口の前に立つ男性（以下では「X」とする）を目にした。KとAが発見した時のXは、看板の照明のすべてを消していたバーの玄関から、黙って1人で出てきたところであった。
- 3 この時にXから20メートルくらいの距離を置いて立ち止まったAは、すぐに、その場で、Xを指さして、「お前！」と大声を上げた。Aのすぐ脇にいたKは、とっさに、Xに向かって、「あなたは誰ですか」と呼びかけた。それぞれの声に反応してKとAの方向に顔を向けたXは、急に、KとAに背を向けて駆け出した。
- 4 Kは、Xが駆け出すやいなや、すぐにXを追いかけた。Kは、間もなくしてXに追いついたところで、「Aさんを殴ってケガをさせたので捕まえる」と叫んで、ただちにXを逮捕した。

【設問】

下線部の行為の適法性について、具体的な事実を挙げて論じなさい。